

# 5月は消費者月間 津市消費生活センターに相談を

問い合わせ 市民交流課 ☎229-3252 FAX227-8070

## 一人ですみずお気軽に

津市消費生活センターでは、津市に在住・在勤・在学の消費者を対象に、資格を持った相談員が消費生活に関する相談に応じます。どんな解決方法があるかを一緒に考え、どう交渉したらよいかなどを助言する身近な相談窓口ですので、万一、悪質商法や商品事故など消費者トラブルに遭ったときには、一人で悩まず、津市消費生活センターに相談しましょう。

津市消費生活センター  
☎229-3313 FAX229-3312

相談日 月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く)  
受付時間 9時～12時、13時～16時  
場所 市本庁舎1階市民交流課内



## 過去3年間の相談件数と相談内容

年度	相談件数	主な相談内容
平成26年度	1,031件	インターネットサイトの架空請求・不当請求
平成27年度	1,151件	インターネットサイトの架空請求・不当請求、インターネット回線契約の相談
平成28年度	1,107件	

## 有料サイト利用料の架空請求に注意!!

大手動画配信事業者をかたり「有料コンテンツ利用料金の支払い確認が取れません。本日中に連絡なき場合、訴訟手続きに移行します」などと記載したSMS(携帯電話番号を宛先にして送受信するメッセージサービス)を送り、連絡してきた消費者に金銭を支払わせようとする架空請求に関する相談が多くなっています。



少しでもおかしいと思ったら、津市消費生活センターや津警察署、津南警察署に連絡しましょう。

津警察署 ☎213-0110  
津南警察署 ☎254-0110



## 対応方法

▶事業者の名前に聞き覚えがあるからといって安易に信用しない

詐欺的な行為を行う事業者が、実在する事業者の名前をかたる場合があります。

▶記載されている電話番号には絶対連絡しない

心当たりがないと反論しても、言葉巧みに、携帯電話の誤操作により未払い料金が発生したと思い込まされ、「後で全額返金される」など、うその説明により支払いを求められます。

▶「電子マネーを購入して番号を連絡して」には絶対対応しない

Amazonギフト券、楽天ポイントギフトカード、Google Playカード、iTunesカードなどの電子マネーをコンビニで購入させ、番号を連絡させるのが典型的な手口です。

## 出前講座のご利用を

津市消費生活センターでは、消費者啓発の一環として出前講座を無料で開催しています。市職員または消費生活相談員が出向き、パンフレットや映像を交えながら、悪質商法全般について市民の皆さんに分かりやすくお話しします。

申し込み 市民交流課へ



出前講座の様子